

## 地方公営企業(全部適用)と一般地方独立行政法人の比較

	地方公営企業(全部適用)	一般地方独立行政法人(非公務員型)
1 人事		
職員の身分	地方公務員	地方公務員ではない
役職員の任用	知事が管理者を任命 管理者が職員を任命	知事が理事長及び監事を任命 理事長が副理事長、理事及び職員を任命
2 定数管理	条例で定める	理事長が自らの裁量で弾力的に決定
3 給与	条例で給与の種類と基準を定める 給与の額、支給方法等の細目は管理者が決定	県等の給与を参考に理事長が独自に決定
4 予算	県の予算制度(単年度主義)	独自の予算(中期的予算編成が可能)
5 運営財源	地方公営企業法に基づく運営費負担金等	地方独立行政法人法に基づく運営費交付金等
6 運営計画	なし。但し、法的強制力のない計画は作成している	地方独立行政法人法に基づく中期目標・中期計画・年度計画
7 評価制度	法令に基づく評価制度はない	地方独立行政法人法に基づく評価制度
8 契約	地方自治法に基づく	特別な法令なし

一般地方独立行政法人において実施可能となること

項 目	内 容
1 人事	<p>医師の兼業を認めることにより、他病院との連携や本人のスキルアップが可能となる。</p> <p>独自の判断による職員の採用、配置ができるため、診療報酬制度の改正や新規業務の増加等に柔軟に対応することが可能となる。</p> <p>独自の判断によるポストの新設や増加ができるため、業務に応じた適切な組織体制の構築を図ることができる。</p> <p>短時間勤務制度や期限付き任用制度など、柔軟な雇用形態を導入することができる。</p>
2 給与	<p>公務員給与制度にとらわれない、職務や職責に応じた柔軟な給与制度（年俸制、業績を踏まえた給与決定、業績連動型賞与制度など）を導入することができる。</p>
3 予算	<p>複数年度予算の採用によって、中期（3～5年）スパンでの予算執行（契約など）を行うことができる。</p> <p>一般会計からの交付金について、中期目標期間内での繰越を行うことが可能となっている。</p>
4 契約	<p>業者と値引き交渉を行なうことで、入札よりも有利な契約の締結が可能となる。</p> <p>医療機器の購入の際に、本体と保守業務をセットで契約するなど、より柔軟な契約形態が可能となる。</p> <p>他の公的病院や民間病院との共同購買契約など、地方公営企業法の制約を受けない契約が可能となる。</p>